

種類株式の内容①

●はじめに

前回は、種類株式という特殊な株式があることを述べた。普通株式とは異なる権利や内容を持つ特別な株式である。今回はその9つのうち「剰余金の配当」・「残余財産の分配」・「議決権制限」・「譲渡制限」の4つの種類株式についてみていくことにする。

I 「剰余金の配当」についての種類株式（会社法108①一）

配当は会社から経済的な利益を受けるという株主の権利の一つである。この配当について、普通株式に対して優先して配当する株式は配当優先株式、劣後する株式が配当劣後株式となる。

実務上は、配当優先株式が多く使用されている。金融機関が貸付債権を現物出資として会社に出資し、株式を取得するDES（デッド・エクイティ・スワップ）として多く利用されてきた。金融機関では債権回収がポイントになるので、より配当が多く入る配当優先株式として活用されていたわけである。

この配当についての種類株式には、累積型、非累積型、参加型、非参加型の区がある。

累積型とはある期において所定の配当金額に達しないとき、その不足額が累積するかどうかによる区分である。累積型の場合、不足が累積すれば不足分は翌期以降で支払いがなされるが、非累積型の場合不足分は累積されず翌期以

降の支払いはない。

参加型は優先配当を受けた後に普通株式と一緒に残余の配当を受けることができるもの、非参加型は優先配当を受けた後は残余の配当には預かれないというものである。

<「剰余金の配当」についての種類株式>

| 項目 | 内容 |
|--------|-----------------------------------|
| 配当優先株式 | 普通株式を基準にして、余剰金の配当について優先して多くもらえる株式 |
| 配当劣後株式 | 普通株式よりも後れてしか、あるいは少なくしか配当をもらえない株式 |

種類株式については、定款に記載して、かつ法務局に登記申請をすることが必要になる。そこで、以下に定款の記載例をあげておくことにする。

<定款記載例>

優先配当金

第〇条 当社は第〇〇条に定める株主配当を行うときは、優先株1株につき年100円の優先配当金を支払う。

第〇条 非累積条項

ある事業年度において、優先株1株あたりの剰余金の配当額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度に累積しない。

第〇条 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
(定款記載例については「種類株式ガイドブック」あづさ監査法人著 清文社刊を参考にした。以下同じ。)

II 残余財産の分配についての種類 株式（会社法108①二）

会社を清算などする場合、残った財産の整理をしなくてはならない。その残った財産（残余財産）は株主に持株数に応じて平等に分配されるのが原則である。その残った財産の分配について、優先と劣後を付けるのがこの種類株式である。

＜「残余財産の分配」についての種類株式＞

| 項目 | 内容 |
|------------|----------------------------|
| 残余財産分配優先株式 | 普通株式を基準として優先的に残余財産を受け取れる株式 |
| 残余財産分配劣後株式 | 普通株式を基準として後れる株式のこと |

＜定款記載例＞

残余財産分配優先株式

第〇条 当会社の残余財産を分配するときは、A種類株式に対して普通株主に先立ち、A種類株式1株に対して〇〇円を支払う。
2 A種類株主に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

III 議決権制限株式（会社法108①三）

議決権制限株式とは株主総会の全部又は一部について議決権を行使することができない種類株式である。普通株式の場合、すべての株主は1株式につき1議決権を持っているが、この議決権を制限する株式が議決権制限株式である。

議決権制限株式には、株主総会で一切、議決権を行使できない完全無議決権株式と決議事項の一部に限り議決権を行使できない議決権一部制限株式の二つがある。

株式の公開会社では議決権制限株式は株式の総数に対して2分の1を超えることはできない。ただし、株式譲渡制限会社についてはこの規制がない。

＜定款記載例＞

議決権制限株式

第〇条 A種類株式は、法令による別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権を有しない。

IV 譲渡制限株式（会社法108①四）

定款で定めることを条件に、すべての株式又は一部の株式について、その譲渡について会社の承認を必要とする種類株式である。

会社法では、株式の種類ごとに譲渡制限を付けるかどうか選べるようになった。

すべての株式に譲渡制限が付いている会社を『非公開会社』とし、一株でも自由に売買できる株式を発行できる会社を『公開会社』と区分している。

会社の機関設計やルールにおいて、非公開会社と公開会社では異なった取扱いがされる。

＜会社法上の公開会社とは＞

会社法上の「公開会社」とは、すべての株式が譲渡制限のある会社以外をいう。一部でも譲渡制限がまたは株式があれば公開会社になる。上場企業とは違うので注意が必要。すべての株式に譲渡制限がある会社は「非公開会社」という。

＜株式譲渡制限会社のメリット＞

株式譲渡制限会社である中小会社の場合

- ・取締役会や監査役は不要→株主総会と取締役のみの機関設計が可能になった。
- ・株式譲渡制限会社で会計監査人（公認会計士又は監査法人）を設置していない場合→計算書類の注記について大幅な省略が可能になった。
- ・役員の任期を10年まで延ばすことができるようになった。
- ・議決権制限株式を発行する場合はその株式数についての制約がない。
- ・株主ごとにその内容について異なる定めをおくことができる。

＜定款記載例＞

譲渡制限株式

第〇条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。